

藤沢市

若年がん患者

在宅療養支援事業のご案内



40歳未満
対象

藤沢市では、ご自宅で療養している若年がん患者の方々が、住み慣れた自宅で安心して自分らしく生活するための一助となるよう、在宅療養にかかった費用の一部を助成します。

対象となる方

✳ 次の要件をすべて満たす方が対象です。

- 申請日時点で、藤沢市に住民票がある **40歳未満の方**
- がん患者(*)で、在宅介護サービスを必要とする方
- 他の制度を利用して、同等の助成や給付を受けることができない方

* 医師から一般的に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがない状態に至ったと判断されている状態の方。

対象となる費用

- 訪問介護サービス費用
- 福祉用具の購入・レンタル費用
* 福祉用具の例：車いす・特殊寝台・歩行器・手すり など
- 通院のためのタクシー代及び乗降介助費用
- 本事業の利用申請に必要な医師の意見書作成料

助成金額

最大 **5万4千円** / 月

* 対象費用合計の9割相当額を助成します。

1か月あたりの基準額上限は6万円なので、助成の上限額は5万4千円です。上限額を上回る額のサービス利用料等は、全額自己負担となります。

利用申請から助成金交付までの流れ

～ サービスを利用する前に、利用申請をしてください ～

利用申請
↓
利用決定

次の書類を市に提出してください。

- ①利用申請書
- ②医師の意見書

申請内容の審査完了後、市から利用決定通知書をお送りします。

サービス利用

事業者と契約し、サービスの提供等を受け、いったん料金の全額を事業者を支払ってください。

- 支払いの際は、領収書と明細書(*)を必ず受け取ってください。
* サービス内容や利用期間がわかるもの

交付申請
↓
交付決定

次の書類を市に提出してください。

- ①交付申請書
- ②領収書の写し
- ③明細書の写し
(サービスの内容・金額などが確認できるもの)

- 交付申請は1か月ごとにできますが、複数月まとめた申請も可能です。
- 市への請求期限は、サービス利用した日から起算して1年以内です。

申請内容の審査完了後、市から交付決定通知書をお送りします。

請求
↓
交付

請求書兼口座振込依頼書 を市に提出してください。

市から指定口座に助成金をお支払いします。

お問合せ先

藤沢市 健康医療部 地域医療推進課

〒251-0022

藤沢市鵜沼2131番地の1 藤沢市保健所・南保健センター 4階

電話:0466-21-9993 / FAX:0466-28-2020

事業の利用について
お考えの方は
まずご相談ください



申請に必要な書類は、市HPからダウンロードできます。

https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/iryou/young_cancer.html